

高知市

景觀計画

20 09



もくじ

1 高知市景観計画の趣旨	3
1-1 景観形成の趣旨	
1-2 景観計画の位置づけ	
1-3 景観計画の構成	
2 景観計画の区域	4
2-1 景観計画区域	
2-2 ゾーニング	
3 景観形成の目標と基本方針	5
3-1 景観形成の目標	
3-2 景観形成の基本方針	
4 景観形成の整備方針と整備基準	7
4-1 自然ゾーン	
4-2 低層住宅ゾーン	
4-3 周辺市街地ゾーン	
4-4 都心ゾーン	
4-5 港湾ゾーン	
4-6 道路軸	
4-7 河川軸	
5 景観形成重点地区	19
5-1 景観形成重点地区の目的	
5-2 景観形成重点地区の選定基準	
5-3 景観形成重点地区の整備計画	
5-4 景観形成重点地区の指定について	
6 景観重要建造物・景観重要樹木	21
6-1 景観重要建造物・景観重要樹木指定の目的	
6-2 景観重要建造物の指定方針・基準	
6-3 景観重要樹木の指定方針・基準	
6-4 景観重要建造物の指定の流れ	
7 公共施設	23
7-1 公共施設に関する事項	
7-2 公共施設の整備方針	
8 景観計画推進に向けて	27
8-1 まちづくりの推進体制	
8-2 景観計画の見直し	
9 市民参加	29
9-1 市民参加	
9-2 各種制度	



はじめに

Japan

近年、地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみや良好な景観に対する人々の意識が高まり、地域レベルで様々な取り組みが行われるようになってきた。具体的には、地域独自の景観条例の制定により、住民やNPO・民間企業とともに、景観の整備や保全を行っている地方公共団体も、年々多くなってきている。しかし、これら地方公共団体による自主条例には、強制力がないなどの限界があった。また、景観整備・保全に対する国民共通の基本理念が未確立であることや、景観に資する取り組みに対しての財政面の支援が不十分であることなど、景観形成を推進する上で多くの課題が存在する。

このような状況を受け、我が国最初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が平成16年に制定された。これにより、景観行政団体は法的な位置づけを持った景観計画を定めることが可能となった。景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体が地域の景観のありかたに関する考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものである。

Kochi

高知市においても、自主条例である「都市美条例」を平成8年に策定し、「心安らく文化的で魅力ある街並みの創出、みどりや水辺等の自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりに資する」ことを目的とし、取り組んできた。

景観に与える影響の大きい建築物については、都市美アドバイザー制度を活用しながら、景観に配慮した建築となるよう助言・指導を行い、色彩や緑化計画等の変更をして頂くなど一定の成果はあった。しかし、強制力がないことから当初計画のまま建設された、景観に相応しくない建築物も存在する。

このような状況を受け、高知市の景観をより個性的で魅力あるものとする事により、市民生活の向上を図るため、景観法時代に即した景観行政を積極的に進める指針として「高知市景観計画」を作成するものである。

1 高知市景観計画の趣旨

1-1 景観形成の趣旨

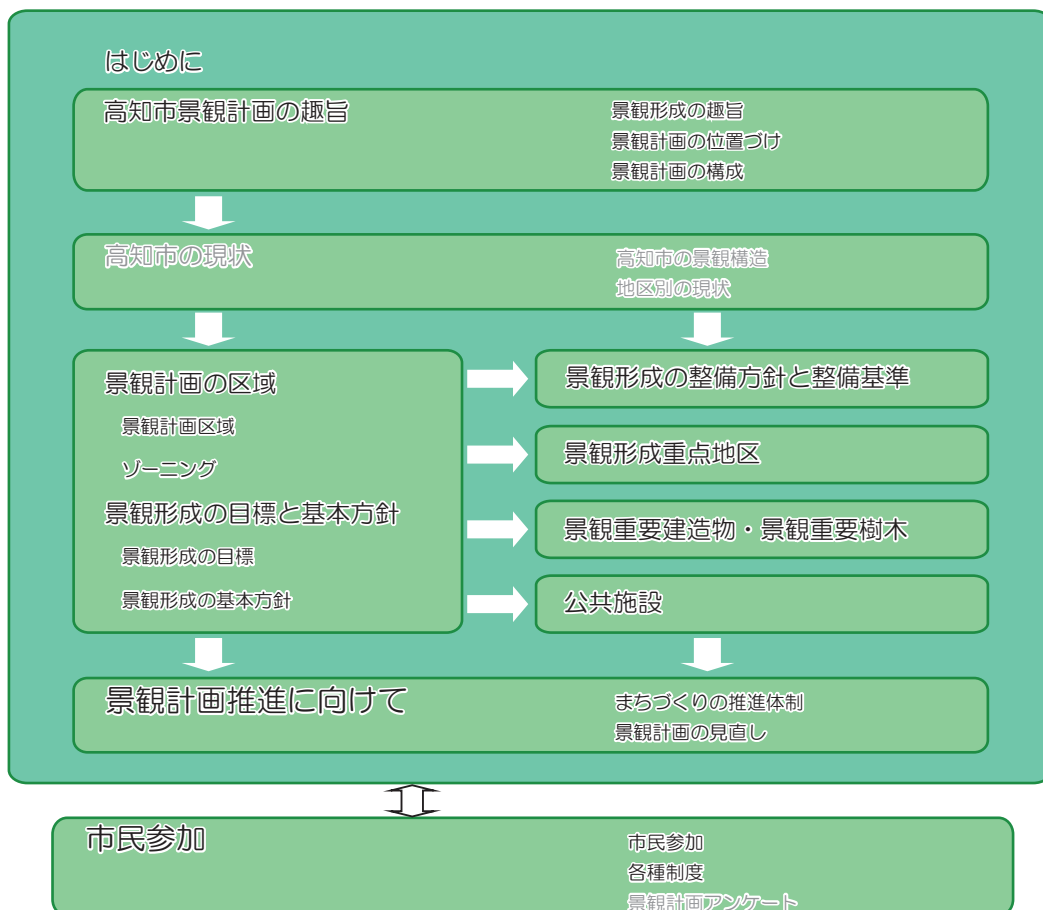
本市のめざす景観の形成は、単に造形的に美しい環境を形成していただくだけではなく、都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的香り、歴史性、親しみなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高めるものです。また、高知市の素晴らしい景観は、社会全体の財産であり子供たちに受け継いでいくべきものです。これらの考え方をもとに景観形成の取り組みを進めていきます。

1-2 景観計画の位置づけ

高知市景観計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

本市では、自主条例である高知市都市美条例に基づき、平成9年に策定した高知市都市美形成基本計画により、良好な景観形成の取り組みを行ってきたが、策定から10年が経過し、いくつかの問題点も表れてきました。そういった中、わが国最初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、中核市である本市は自動的に景観行政団体となり、法的な裏付けのある景観計画を策定しました。

1-3 景観計画の構成



※ グレーの文字は、概要版には掲載してません。本編をご覧ください。

2 景観計画の区域

2-1 景観計画区域

高知市景観計画の区域は、高知市全域を対象区域とします。

一般的に景観計画区域については、景観行政団体の行政区域全体を定める場合と、その一部を定める場合や、重要な景観が残っている部分ごとに定める場合があります。

高知市景観計画の区域については、これまでの自主条例による取り組みを承継し、さらに良好な景観形成を進めます。

2-2 ゾーニング

高知市は、南は太平洋に面した海岸線があり、北はみどり豊かな山間地域、東西は田園風景とさまざまな景観を有しているまちです。より良い景観形成を図るためには、それぞれの地域が有する景観の特徴を的確に捉えて、目標や基準を設定する必要があります。本計画では原則として、第2章での現状分析と都市計画マスタープラン及び高知市都市美形成基本計画のゾーニングを踏まえて、都市計画法の用途地域の区分を基本に景観形成におけるゾーニングを行いました。

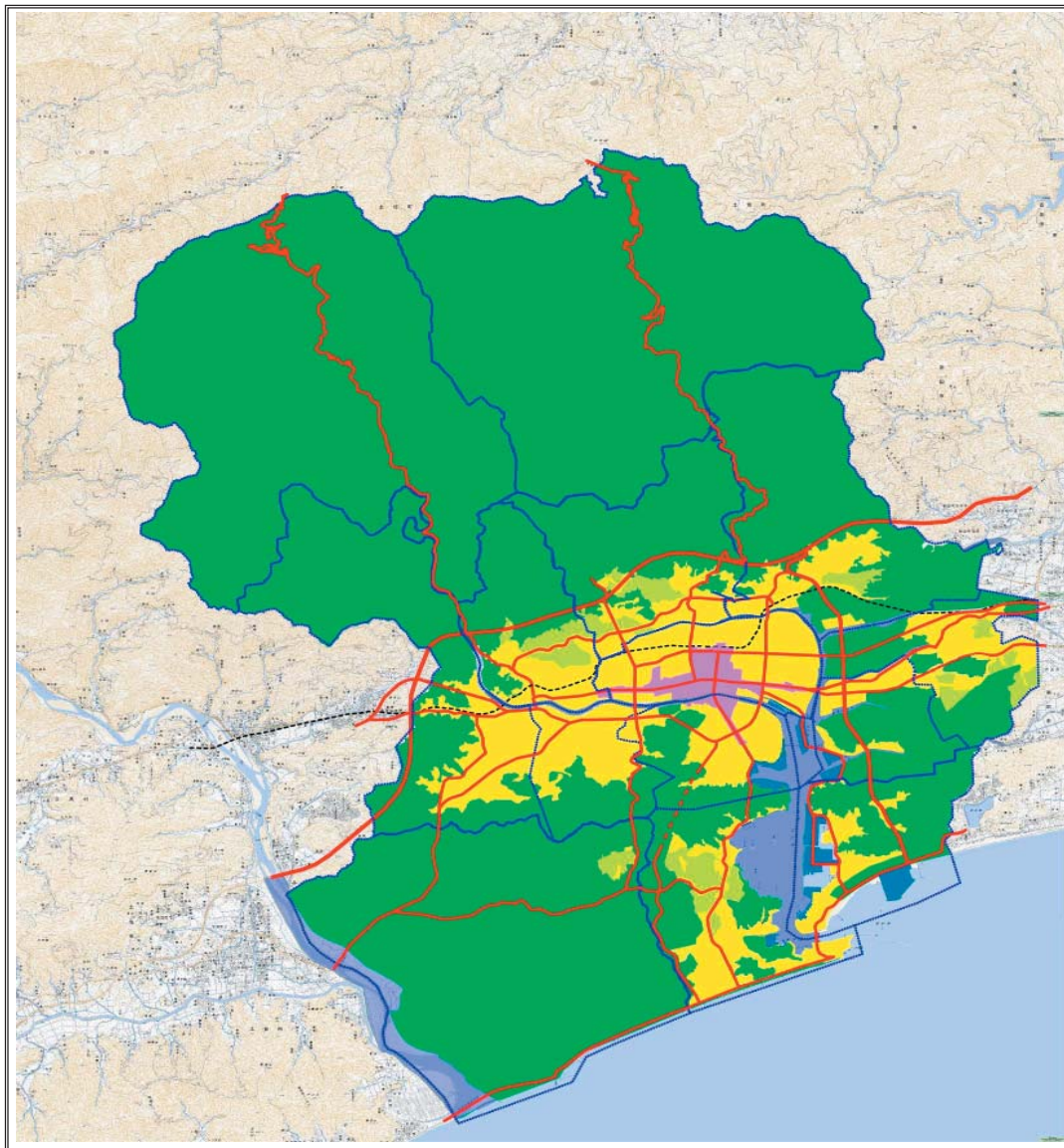


図 ゾーニング

3 景観計画の目標と基本方針

3-1 景観形成の目標

良好な景観形成とは、心安らく文化的で魅力あるまちなみの創出とみどりや水辺などの自然を生かした潤いのある快適なまちづくりの推進のためにあります。高知市の現状と課題を踏まえ、景観形成の目標を定めます。



目標1 美しい眺めを守ります

高知市は、南に雄大な太平洋が広がり、西から北へは美しい山なみがあり、東から沿岸には美しい田畑の景観が続いています。

また、中心部では高知城などの歴史的な建造物が市のシンボルとなっています。高知市の景観の大きな特徴である、これらの美しい風景や眺めを守ります。



目標2 豊かな自然を育みます

高知市の海、山、川が育む豊かな自然は、市民の貴重な財産です。

高知を象徴する豊かな自然環境を保全するとともに、自然の美しさを眺め、自然に触れ合う機会をつくります。



目標3 歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります

高知市では、地域によって地形・気候・土地利用などの風土や歴史が異なり、他の都市にはない特色もあります。

それぞれの地域の歴史や風土に配慮した美しいまちなみをつくります。



目標4 まちの賑わいをつくります

高知市の賑やかで活気のある風景や、市民のふれあいの風景は、景観の大きな要素となります。

このような地域に根差した活動を促すとともに、それらを風景の一部として取り組む工夫を行います。



目標5 市民参加の景観づくりをすすめます

高知市の良好な景観を維持し、新たに形成していくためには、市民のみなさんの活動が欠かせません。

市民の積極的な参画により、官民が協力して高知市の美しい景観や地域の魅力を高めていきます。

3-2 景観形成の基本方針



目標1 美しい眺めを守ります

全体方針 ●地域の景観の保全と創出 ●風景を眺める場所の保全

自然ゾーン 山なみへの眺望の保全 市街地への眺望点の維持・保全	低層住宅ゾーン 斜面緑地の保全と創出	周辺市街地ゾーン シンボリックな建造物や山なみへの眺望の保全	都心ゾーン シンボリックな建造物や山なみへの眺望の保全	港湾ゾーン 海への眺望の保全 海からの眺望への配慮	道路軸 山なみへの眺望の保全	河川軸 良好な眺望の保全
--	------------------------------	--	---------------------------------------	--	--------------------------	------------------------



目標2 豊かな自然を育みます

全体方針 ●水と緑と生態系のネットワークの形成 ●自然とふれ合える場所の保全

自然ゾーン 豊かな自然を育む山なみの保全 美しい田園の保全と創出	低層住宅ゾーン まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	周辺市街地ゾーン うるおいのある産業活動の場の創出 まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	都心ゾーン まちなかの緑の創出 熱環境への配慮	港湾ゾーン 自然豊かな海岸の保全 うるおいのある産業活動の場の創出	道路軸 通りの緑の創出 豊かな自然の保全と創出	河川軸 豊かな自然の保全と創出
---	--	---	--------------------------------------	--	--------------------------------------	---------------------------



目標3 歴史、風土に配慮した美しいまちなみを創ります

全体方針 ●地域の歴史や気候風土に対応したまちなみの保全 ●まちなみのスカイラインの形成
●長期的な利用に耐える素材の活用

自然ゾーン 伝統的様式の建築物集落の保全と創出 山地のスケール感に配慮した空間整備	低層住宅ゾーン 美しいまちなみの形成	周辺市街地ゾーン スケール感に配慮した空間整備	都心ゾーン 風格のあるまちなみの形成 個性を生かした景観の保全・創出 統一されたスカイラインの形成	港湾ゾーン 活気のある港湾景観の形成 独特の港湾景観の形成 スケール感に配慮した空間の形成	道路軸 まちなみの維持・保全	河川軸 まちなみの保全と創出
--	------------------------------	-----------------------------------	---	---	--------------------------	--------------------------



目標4 まちの賑わいをつくります

全体方針 ●にぎわいの場の保全と創出 ●地域の特性に配慮した屋外広告物

自然ゾーン 魅力的な農村集落の保全 魅力を伝える屋外広告物	周辺市街地ゾーン 地域のコミュニティ形成につながる場所の創出 優れた居住環境を損なわない屋外広告物	低層住宅ゾーン 地域のコミュニティ形成につながる場所の創出 商店街の賑わいと住宅街の落ち着いた様子	都心ゾーン ふれあいと賑わいのあるまちづくり 低層部の賑わいと中高層部の品格	港湾ゾーン 親しみのある港づくり 港らしい活気のある秀田気づくり 適度なスケール感の屋外広告物	道路軸 親しみのある空間の形成	河川軸 親しみのある空間の形成
--	--	--	---	---	---------------------------	---------------------------



目標5 市民参加の景観づくりをすすめます

全体方針 ●継続的な維持管理 ●市民による景観づくり

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-1 自然ゾーン

◆届出対象行為

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの
	高さが12mを超える又は延べ面積が500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

◆整備方針（建築物）

高さ

高さは、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮した配置とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的にを行う

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



色彩・形態

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとす

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

屋外広告物

屋外広告物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺との調和に配慮したものとす

素材・その他

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとす

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

◆整備基準（建築物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	色彩は、右のとおりであること

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下



◆届出対象行為

工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの
開発行為	新規の開発で、当該開発行為を行おうとする区域の面積が5ha以上であるもの



◆整備方針（工作物・開発行為）



配置・緑化（開発行為）

開発区域内に整備する緑地は、景観に配慮したものとす

開発区域内に新設する、よう壁等は、緑化を行うなど景観に配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

素材・その他（開発行為）

高知市開発指導要綱等の基準に適合したものとす

電力柱・電話柱は、景観に配慮した配置とする

配置・緑化（工作物）

工作物の敷地を造成する場合は、樹木の伐採などを最小限にする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

工作物の配置は、公共空間からの山なみや田園、海への眺望に配慮したものとす

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

屋外広告物（工作物）

屋外広告物を掲出する以外の目的で設置される工作物には、原則として屋外広告物は掲出しない

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとす

色彩・形態（工作物）

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとす

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、地形や集落のスケール感を逸脱するようなものは避ける

素材・その他（工作物）

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとす

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとす

◆整備基準（工作物・開発行為）

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右のとおりであること
その他	鉄塔の色	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、3以下

Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

※屋外広告物は除く。

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-2 低層住宅ゾーン

◆届出対象行為

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の延べ面積が500㎡を超えるもの
	延べ面積が500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

◆整備方針（建築物）

高さ

高さは、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする



屋外広告物

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

色彩・形態

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

低層建築物の屋根は勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとす

素材・その他

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとす

建築物は地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす

◆整備基準（建築物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	色彩は、右のとおりであること

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下



◆届出対象行為

工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが12mを超えるもの
-----	--



◆整備方針（工作物）



色彩・形態

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとする

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や華山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとする

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとする

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとする

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとする

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

◆整備基準（工作物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
	色彩は、右のとおりであること
その他	鉄塔の色彩 他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、3以下

Y（黄）系は、2以下

その他の色は、1以下

※屋外広告物は除く。

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-3 周辺市街地ゾーン

◆届出対象行為

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの
	高さが15mを超える又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

◆整備方針（建築物）

高さ

高さは、背景となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものとす

高さは、周辺のまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

配置・緑化

駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものとす

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものとす

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

建築物は、公共空間からの山なみや田園、海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとす周辺との調和のとれた配置とする

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

素材・その他

道路境界のブロック塀は、できるだけ生垣に置き換えることにより、周囲の景観に配慮したものとす

公開空地には、樹木や街灯などを設置し、地域のコミュニティや魅力のある環境の創出に努める

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

建築物は、地域の素材を活用することにより高知らしさを表現する

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす



屋外広告物

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲示個数を減らす

屋外広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

色彩・形態

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす

建築物は、周辺の景観に調和するよう控えめで落ち着いた形態・意匠となるよう配慮したものとす

◆整備基準（建築物）

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面積の5%以下とす
		色彩は、右のとおりであること

・色彩は、原則として以下のとおりとす。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

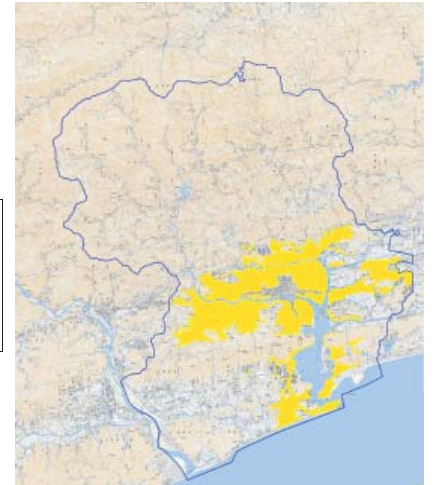
彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

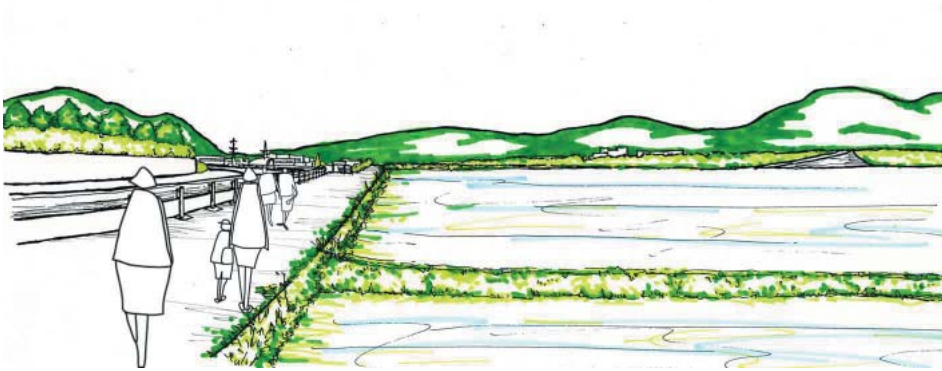


◆届出対象行為

工 作 物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの
-------	--



◆整備方針（工作物）



色彩・形態

工作物は、地形やまちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとす

建築物と工作物が隣接する場合や、工作物同士が隣接する場合には、相互の調和に配慮したものとす

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとす

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

屋外広告物

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

高 さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみや海、シンボリックな建造物への眺望に配慮したものとす

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとす

工作物の周囲は、できる限り緑化する

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

素材・その他

周辺の自然景観、まちなみと調和した材料を使用する

◆整備基準（工作物）

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色 彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下とす
		色彩は、右のとおりであること
そ の 他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

・色彩は、原則として以下のとおりとす。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。
 R（赤）、YR（橙）系は、3以下
 Y（黄）系は、2以下
 その他の色は、1以下
 ※屋外広告物は除く。

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-4 都心ゾーン

◆届出対象行為

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが20mを超えるもの又は延べ面積が2,000㎡を超えるもの
	高さが20mを超える又は延べ面積が2,000㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

◆整備方針（建築物）

高さ

高さは、高知城からの眺望やシンボル性を阻害しないように努める

配置・緑化

建築物は、公共空間からの山なみや高知城などのシンボリックな建築物への眺望に配慮した配置とする

敷地の公共空間側は、できる限りオープンスペースを確保する

駐車場の入口は、道路の状況やまちなみの連続性に配慮したものとす

建築物には、駐輪場や駐車場を適切に配置する

周辺建築物は、周辺との調和のとれた配置とする

建築物の壁面は、道路軸に平行になるよう努める

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

建築物の屋上や壁面の緑化を積極的に行う

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う

素材・その他

使用する素材は、隣接する建築物や周辺と調和したものとす

建築物は、地域の素材を活用することにより、高知らしさを表現する



色彩・形態

建築物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

高層建築物の上部は、高知の明るい日ざしや空にとけ込むよう、明度の高い色彩とする

低層建築物の屋根の色は、伝統的な瓦などの無彩色や、明度・彩度の低い色に揃え、控えめで落ち着いたまちなみとなるよう配慮したものとす

公開空地は、歩道との一体感に配慮し、歩行者が利用しやすい形態とする

公開空地には樹木や街灯などを設置し地域のコミュニティや魅力ある環境の創出に努める

低層建築物の屋根は、勾配屋根とするなど風土に適した形態となるよう配慮したものとす

建築物は、高知市の顔として中心市街地にふさわしい意匠・形態とする

建築物の低層部は、道路などに対して開放的で疎外感のないデザインとなるよう配慮したものとす

商店街では、閉店後の通りの風景を考慮し、シャッターやショーウィンドウに配慮したものとす

ゴミ置き場や建築設備は、できる限り道路から直接見えないようにする

屋外広告物

屋上広告物の高さは、山なみやまちなみのスカイラインを乱さないよう配慮したものとす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺との調和に配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

ゴミ置き場や建築設備が、道路から直接見える場合は形態、色彩が建築物と一体となるよう配慮したものとす

◆整備基準（建築物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面積の5%以下とす
	色彩は、右のとおりであること

・色彩は、原則として以下のとおりとす。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下



◆届出対象行為

工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの
-----	--



◆整備方針（工作物）



屋外広告物

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとす

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

屋外広告は、集約化などにより、掲出個数を減らす

配置・緑化

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとす

工作物の周囲は、できる限り緑化する

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものとする

高さ

工作物は、主要な眺望点からの眺めを妨げないような高さとする

色彩・形態

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物の形態は、遠方からの眺望や筆山・五台山や高知城など主要な場所からの眺望に配慮したものとす

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとす

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

素材・その他

周辺のまちなみと調和した材料を使用する

◆整備基準（工作物）

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右のとおりであること
その他	鉄塔の色彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。
 R（赤）、YR（橙）系は、3以下
 Y（黄）系は、2以下
 その他の色は、1以下
 ※屋外広告は除く。

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-5 港湾ゾーン

◆届出対象行為

建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの又は延べ面積が1,500㎡を超えるもの
	高さが15mを超える又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

◆整備方針（建築物）

高さ

高さは、背後となる山なみのスカイラインを乱さないように配慮したものとす

配置・緑化

敷地の公共空間側には、できる限りオープンスペースを確保する

建築物は、公共空間からの山なみや海への眺望に配慮した配置とする

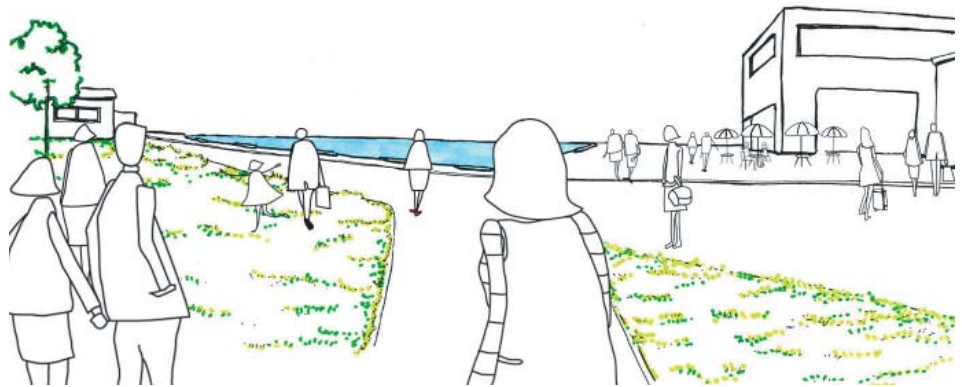
工場の周辺は、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境に配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものを使用する

荷さばき場等は、直接道路から見えないように配慮したものとす

緑被面積は、緑被対象面積の50%以上とする

敷地は、道路との境界付近や建築物の周囲の緑化を積極的に行う



色彩・形態

施設群全体が統一感のあるようにする

建築物は、海上や橋梁からの景観に配慮したものとす、地域全体の統一感を持たせる

建築物の色彩は全体として落ちつきのあるものとし、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

屋外広告物

屋外広告物は、道路や海からの眺望を妨げないように、配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

屋外広告物は、道路や海からの眺望を妨げないように配慮したものとす

屋外広告物の色彩は、全体として落ちつきのあるものとして、周辺の色彩との調和に配慮したものとす

◆整備基準（建築物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること
形態意匠	色彩
	壁面の色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面面積の5%以下としてください 色彩は、右のとおりであること

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。

R（赤）、YR（橙）系は、6以下

Y（黄）系は、4以下

その他の色は、2以下

勾配屋根の色彩は、次のようにしてください。

彩度は、壁面と同じ

明度は、5以下

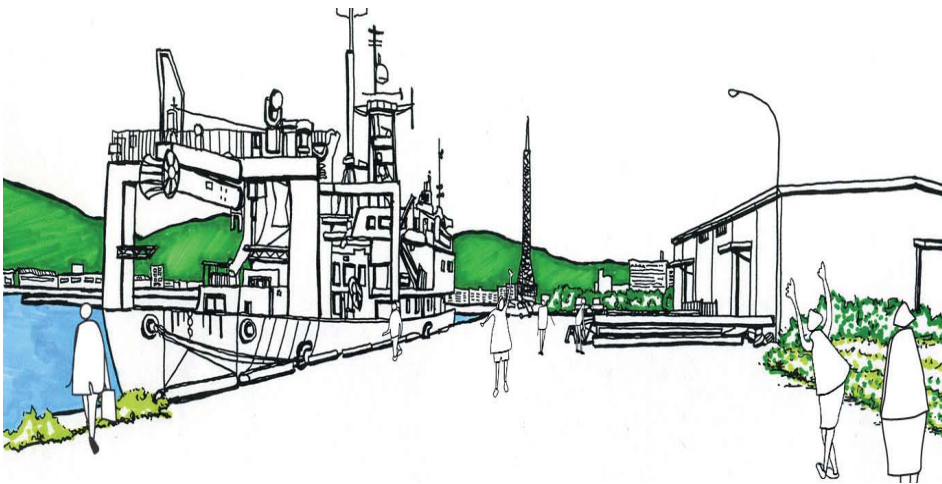


◆届出対象行為

工 作 物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転で、当該行為を行おうとする部分の高さが15mを超えるもの
-------	--



◆整備方針（工作物）



屋外広告物

モニュメントや壁画などは、場所柄を考慮してふさわしい位置に設置する

屋外広告物は、周辺の景観を乱さないように配慮したものとす

屋外広告物は、集約化などにより、掲出個数を減らす

配置・緑化

工作物の周囲は、できる限り緑化をする

工作物の周囲は、できる限りオープンスペースを確保し、圧迫感を与えないよう配慮したものとす

植栽は、高知の気候風土にふさわしいものとする

工作物の配置は、公共空間からの山なみやシンボリックな建造物への眺望に配慮したものとす

色彩・形態

工作物は、遠方からの眺望に配慮した色彩を使用する

工作物は、地域全体の色彩の統一感を持たせる

工作物の形態は、遠方からの眺望や海上・橋梁など主要な場所からの眺望に配慮したものとす

工作物は、まちなみのスケール感を逸脱するようなものは避ける

工作物は、過激なデザインを避け、周辺のまちなみと調和したものとす

工作物は、けばけばしい色を避け、周辺のまちなみと調和した色彩を使用する

素材・その他

工作物は、周辺のまちなみと調和した材料を使用する

◆整備基準（工作物）

項目	整備基準	
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること	
形態意匠	色 彩	色彩は、ベースカラー（サブカラー）・アクセントカラーで構成され、アクセントカラーは、壁面等面積の5%以下としてください
		色彩は、右のとおりであること
そ の 他	鉄 塔 の 色 彩	他法令等で着色が義務づけられている場合を除き無彩色（亜鉛メッキ処理）

・色彩は、原則として以下のとおりとします。

ベースカラー（サブカラー）は、彩度（色の鮮やかさ）を次のようにしてください。
 R（赤）、YR（橙）系は、3以下
 Y（黄）系は、2以下
 その他の色は、1以下
 ※屋外広告物は除く。

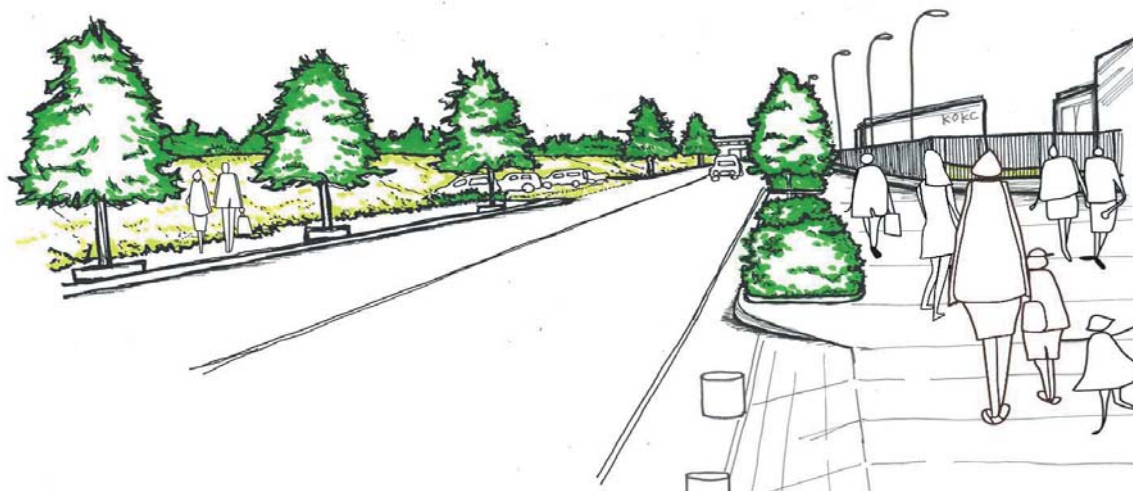
4 景観形成の整備方針と整備基準

4-6 道路軸

道路軸の整備方針及び整備基準は、各ゾーン毎の届出対象行為に係る整備方針及び整備基準に追加されるものです。主要幹線道路に面している建築物及び工作物について適用になります。



◆整備方針（建築物・工作物）



配置・緑化

建築物や工作物は、道路から山なみや田園、海並びにまちなみへの眺望に配慮した配置とする

電力柱・電話柱は、景観に配慮した配置とする

建築物は、周辺の景観に調和した壁面の位置となるようにする

建築物は、道路側に開放的なファサードを設ける

色彩・形態

建築物や工作物は、道路から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した色彩・形態とする

素材・その他

道路は、沿道の住民と一体となった美化活動により、環境を維持・保全する

◆整備基準（建築物・工作物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること

4 景観形成の整備方針と整備基準

4-7 河川軸

河川軸の整備方針及び整備基準は、各ゾーン毎の届出対象行為に係る整備方針及び整備基準に追加されるものです。河川に面している建築物及び工作物について適用になります。



◆整備方針（建築物・工作物）



素材・その他

敷地境界は、できる限り生垣とする

河川敷は、地域住民と一体となった河川愛護活動により、環境を維持・保全する

屋外広告物

屋外広告物は、河川から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した形態、色彩とする

屋外広告物は、できる限り設置しないようにする

色彩・形態

建築物は、河川側に開放的なファサードを設ける

建築物や工作物は、河川及び堤から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した形態とする

配置・緑化

河川及び堤から山なみ、まちなみへの眺望に配慮した配置とする

河川側の境界付近は、できる限り緑化する

河川側の敷地境界線から、できるだけ壁面の位置を後退させるようにする

◆整備基準（建築物・工作物）

項目	整備基準
共通事項	ゾーンの整備方針に準拠すること

5 景観形成重点地区

5-1 景観形成重点地区の目的

本市の景観形成を具体的に実現していくためには、その必要性が高く、熟度の高い地区から段階的、重点的に事業を進めることが効果的です。そこで、このような地区を景観形成重点地区として指定し、地区ごとに整備基準を定めて必要な助言や指導、景観形成の促進のために必要な助成を行いながら、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めることにより、本市における先導的な役割を果たすこととなります。



5-2 景観形成重点地区の選定条件

景観形成重点地区の選定は、次いずれかの項目に該当する地区より行います。

1. 歴史的特徴のある景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
2. 水辺やみどりなど自然と調和した景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
3. 田畑や漁港などとともに住宅が集積し、一体となった景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
4. 商工業など業務施設が集積し、一体となった景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
5. 個性的な住宅地景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
6. 道路、河川などに沿って特徴のある景観が存在し、あるいはそれらを生かした効果的な景観形成が望まれる地区
7. 優れたシンボルとなるものへの眺望、あるいはそれらの良好な眺望が確保されている地区
8. 文化的で魅力のあるまちなみの創出や、自然を生かしたゆとりと潤いのある快適なまちづくりのために、景観形成を図ることが特に必要と認められる地区

5 景観形成重点地区

5-3 景観形成重点地区の整備計画

景観形成重点地区の整備計画は、それぞれの地区にふさわしいまちづくりをすすめるために、必要な事項を定めます。

<整備計画として定める事項>

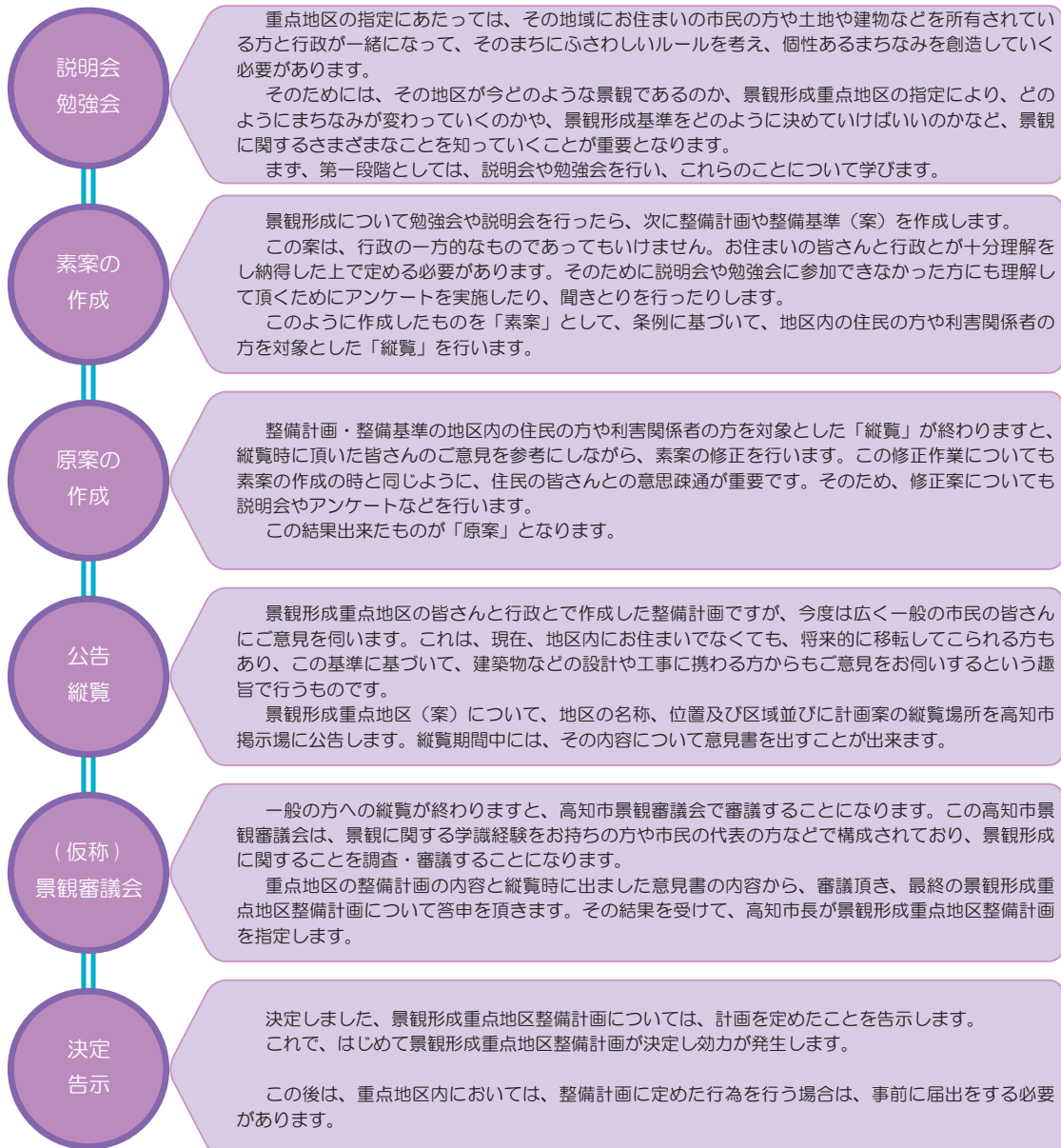
1. 良好な景観形成の目標・目的や整備の方針
2. その他必要な事項

<整備基準として定める事項>

次に示す事項のうち、必要に応じて定める

1. 建築物の規模や配置及び意匠並びに敷地の緑化に関する事項
2. 工作物の規模や配置及び意匠に関する事項
3. 広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項
4. 優れたシンボルとなるものへの眺望に関する事項
5. 土地の区画形質に関する事項
6. 木竹の態様に関する事項
7. その他良好な景観形成に関し、高知市が必要と認める事項

5-4 景観形成重点地区の指定について



6 景観重要建造物・景観重要樹木

6-1 景観重要建造物・景観重要樹木指定の目的

それぞれの地域の個性を活かした魅力的な景観形成をすすめるためには、その地域に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。

このため、高知市内の建築物・工作物等（以下「建造物」）、樹木のうち、良好な景観形成に重要な役割を担うものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。これにより、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。

6-2 景観重要建造物の指定方針・基準

高知市内の建築物・工作物等（以下「建造物」）のうち、良好な景観形成に重要な役割を担うものを景観重要建造物に指定し、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。

景観重要建造物の指定は、以下に示す指定方針・基準に該当し、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。

景観重要建造物の指定方針（法第 19 条第 1 項関連）

- 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要建造物の指定基準（法第 19 条第 1 項関連）

- 1 街なみへの配慮がなされ、優れた景観を創出しているもの
- 2 地域の個性と魅力あふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- 3 歴史的な街並み及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- 4 優れたデザインで地域の景観をリードしているもの
- 5 人への優しさにあふれ、ユニバーサルデザイン^{*}に優れているもの
- 6 総合的な計画により魅力的な都市空間が創出されているもの
- 7 上の項目のいずれかに該当するもので、完成後3年を経過し、今後も引き続き管理されることが明らかなもの

6-3 景観重要樹木の指定方針・基準

高知市では、昭和 49 年から今日まで「みどりの保全」や「自然環境の保全」などの取り組みを次のように行っています。今後も景観や自然・環境保護といった、これらの取り組みを進めていきます。

高知市鏡川清流保全条例（平成元年制定）

高知しみどりの環境の保全と創出に関する条例（昭和 49 年制定）

高知市里山保全条例（平成 12 年制定）

6 景観重要建造物・景観重要樹木

6-4 景観重要建造物の指定の流れ

候補のリストアップ

1. 行政主導によるもの
高知市都市美デザイン賞の受賞作品の内、竣工後3年を経過したもの
高知市都市美デザイン賞の受賞作品以外に、景観審議会委員からの提案によるもの
2. 市民主導によるもの
建造物の所有者からの提案
景観整備機構からの提案

高知市景観審議会

候補のリストから、景観重要建造物の指定基準に適合するか審査します

建造物所有者の意思確認

高知市景観審議会により指定しようとする建造物の所有者に対する意思確認を行います

景観重要建造物の指定

景観重要建造物の所有者への通知と高知市公報へ告示します

景観重要建造物の標識設置



高知県立坂本龍馬記念館
(第8回受賞)

はりまや橋商店街
木造アーケード
(第15回受賞)

高知県立牧野植物園
牧野富太郎記念館
(第16回受賞)

高知市都市美デザイン賞
特賞受賞作品

7 公共施設

7-1 公共施設に関する事項

道路や河川、それに架かる橋梁、公園なども、良好な景観を形成するための要素のひとつです。

高知市では、平成8年の高知市都市美条例(旧条例)に基づき、道路、河川、公園その他の公共施設の整備改善及び建築物の建築等を行う場合には、都市美(良好な景観)の形成に関し、先導的な役割を果たすため、「公共施設デザイン指針」を策定し、事業を行ってきました。景観計画においてもこの趣旨を踏襲しながら具体的な整備方針を定めます。



7-1-1 道路に関する事項

道路空間は、都市内で見通しの良い空間であり、連続したまちなみ景観が得られるため、都市のイメージを決定づける要素のひとつです。また、都市内の道路空間は、建築物内部と並ぶ市民の活動の中心であり、屋外活動の多くは道路で行われます。そのため道路の景観には、その都市の活力が示されます。

大規模な街路は、目抜き通りとして、都市の格式をつくり、商店街は街のにぎわいを映し出し、裏通りや路地では、地域のコミュニティの様子を見てとることができます。

道路の整備は、歩行者の安全と円滑な交通の確保を最優先とし、整備方針により行います。

7-1-2 河川に関する事項

河川は道路と同様に都市部で見通しの良い大規模な空間であり、都市のイメージに重要な役割を果たします。また、河川は自然の象徴であり、都市部では、その都市の自然の豊かさを表しています。

さらに、河川は都市での生活の快適性の象徴でもあります。水際の緑地やプロムナード、河川沿いのまちなみのあり方は、都市の魅力の重要な要素です。

河川の整備は、治水の確保と堤防の機能を最優先とし、整備方針により行います。

7-1-3 公園に関する事項

公園は、市民の憩いの場として地域のコミュニティを育む場所です。

さらに都市部の公園は、草木のみどりによって環境負荷の低減や地域にうるおいを与えています。また、高台にある公園は眺望点として、たくさんの人で賑わいます。

公園の整備は、整備方針により行います。

7-1-4 橋梁に関する事項

橋梁は、河川などにかかり良好な河川景観などに大きな影響を与えます。

河川敷や護岸からは、その容姿・形態が河川や港湾と一体となった景観をつくります。また、その橋梁からは、河川や港湾・海洋への良好な眺望を得ることができます。

橋梁の整備は、整備方針により行います。

7-1-5 公共建築物に関する事項

公共建築物は、小中学校や図書館などの文教施設や、消防署や庁舎といった事務所、また浄水場やポンプ場などの生活関連施設といったさまざまなものがあります。これらの中で、たくさんの人が利用する文教施設や事務所は、さまざまな人に使いやすい施設であることが求められています。

また、良好な景観形成を行うため、全ての建築物の先導的な役割を担う必要があります。

公共建築物は、整備方針により行います。



7 公共施設

7-2 道路の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

- ◇ 気候風土に適した街路樹を積極的に取り入れて、計画・整備を行います。
- ◇ 沿道の風景の美しさを阻害しないようにするために、道路そのものが目立ちすぎないように配慮します。

方針 視点場としての公共施設

- ◇ 良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

- ◇ 生き生きとした生態系を市街地まで誘導し、市民が気軽に自然とふれあうことができるよう街路樹を積極的に取り入れて、計画・整備を行います。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

- ◇ 豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

- ◇ 地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ 既存のまちなみの保全・共存への配慮を行います。
- ◇ 沿道の歴史・風土を感じさせる風景を生かすため、道路そのものが目立ちすぎないように配慮します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

- ◇ 歩行者の安全が十分に確保できる場所では、市民の憩いの場となるよう計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

- ◇ 夜間の安全性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加のまちづくりを行います。
- ◇ 道路の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。

7-3 河川の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

- ◇ 川沿いの風景の美しさを強調するために、河川構造物が目立ちすぎないように配慮します。
- ◇ 護岸などの河川の構造物は、できるだけ自然材料を用いることにより、美しい河川景観を生み出します。

方針 視点場としての公共施設

- ◇ 河川は見通しがよく良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

- ◇ 生き生きとした生態系を市街地まで誘導し、市民が気軽に自然とふれあうことができるように、風土に適した緑化を進めます。
- ◇ 豊かな自然を著しく破壊しないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

- ◇ 川面へ降りる階段など、かつての川と人との関わりを今に伝える建造物を、保存します。
- ◇ 地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ 沿道の歴史・風土を感じさせる風景を生かすため、河川そのものが目立ちすぎないように配慮します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

- ◇ 良好な河川景観とふれあうことが出来る沿道の計画・整備を行います。
- ◇ 川沿いの桜並木や、船着き場など、市民の憩いの場の計画・整備を行います。
- ◇ 河川敷でのイベントに対応した計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加のまちづくりを行います。
- ◇ 河川の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。

7 公共施設

7-4 公園の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

- ◇ 緑の少ない都市では、美しい風景の一部としての役割を担うように計画・整備を行います。

方針 視点場としての公共施設

- ◇ 河川や海、山なみやシンボリックな建築物など、高知らしい風景への視点場としての計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

- ◇ 道路や河川によって誘導した生き生きとした生態系を、市民が直接自然とふれあえる場所として、樹木を積極的に計画・整備します。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

- ◇ 豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史や風土を伝える公共施設

- ◇ 地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ 遊具や付属する施設は、地域の歴史・風土に適した計画・整備を行います。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

- ◇ 市民の憩いの場や、子供たちの安全な遊び場となるような計画とします。
- ◇ 画一的でなく地域の多様なニーズに対応できるような計画・整備を行います。
- ◇ 公園でのイベントに対応した計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

- ◇ さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。
- ◇ 大規模な公園は、避難場所としての使用に配慮した計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。
- ◇ 公園の美化活動など市民と行政が一体となった施設管理を行います。

7-5 橋梁の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

- ◇ 周囲の風景との調和に配慮した、美しい色彩・形態のデザインとします。
- ◇ 河川などから見えることを意識した色彩・形態のデザインとします。

方針 視点場としての公共施設

- ◇ 川や海、山なみ、シンボリックな建築物などの、高知らしい風景への視点場としての計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

- ◇ 道路や河川によってそれぞれ誘導した生態系を、結節する地点とするとともに市民が直接自然とふれあえる場所として、緑化を積極的に計画・整備します。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

- ◇ 豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。
- ◇ 橋詰めから河川敷への動線を整備し、河川の豊かな自然とふれあう機会を設けます。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

- ◇ 地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ 歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

- ◇ 花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮します。

方針 使いやすく安全な公共施設

- ◇ 夜間の安全性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。
- ◇ 橋梁の美化活動など市民と行政が一体となった施設管理を行います。

7 公共施設

7-6 公共建築物の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 視点場としての公共施設

- ◇ 良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行います。

方針 眺める対象としての公共施設

- ◇ それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

- ◇ みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行います。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

- ◇ 豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

- ◇ 地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
- ◇ 歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用します。

方針 まちなみに適した公共施設

- ◇ 既存のまちなみの保全と共存に配慮した計画・整備を行います。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

- ◇ 花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮します。
- ◇ 市民の憩いの場となるような計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

- ◇ さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。
- ◇ 公共施設の美化活動など、市民と行政が一体となった施設管理を行います。



8 景観計画推進に向けて

8-1 まちづくりの推進体制

この景観計画を実現させるためには、市民のみならず、さまざまな事業所の方、さらに行政がそれぞれの役割を果たしていくと同時に、三位一体となった取り組みが重要となります。

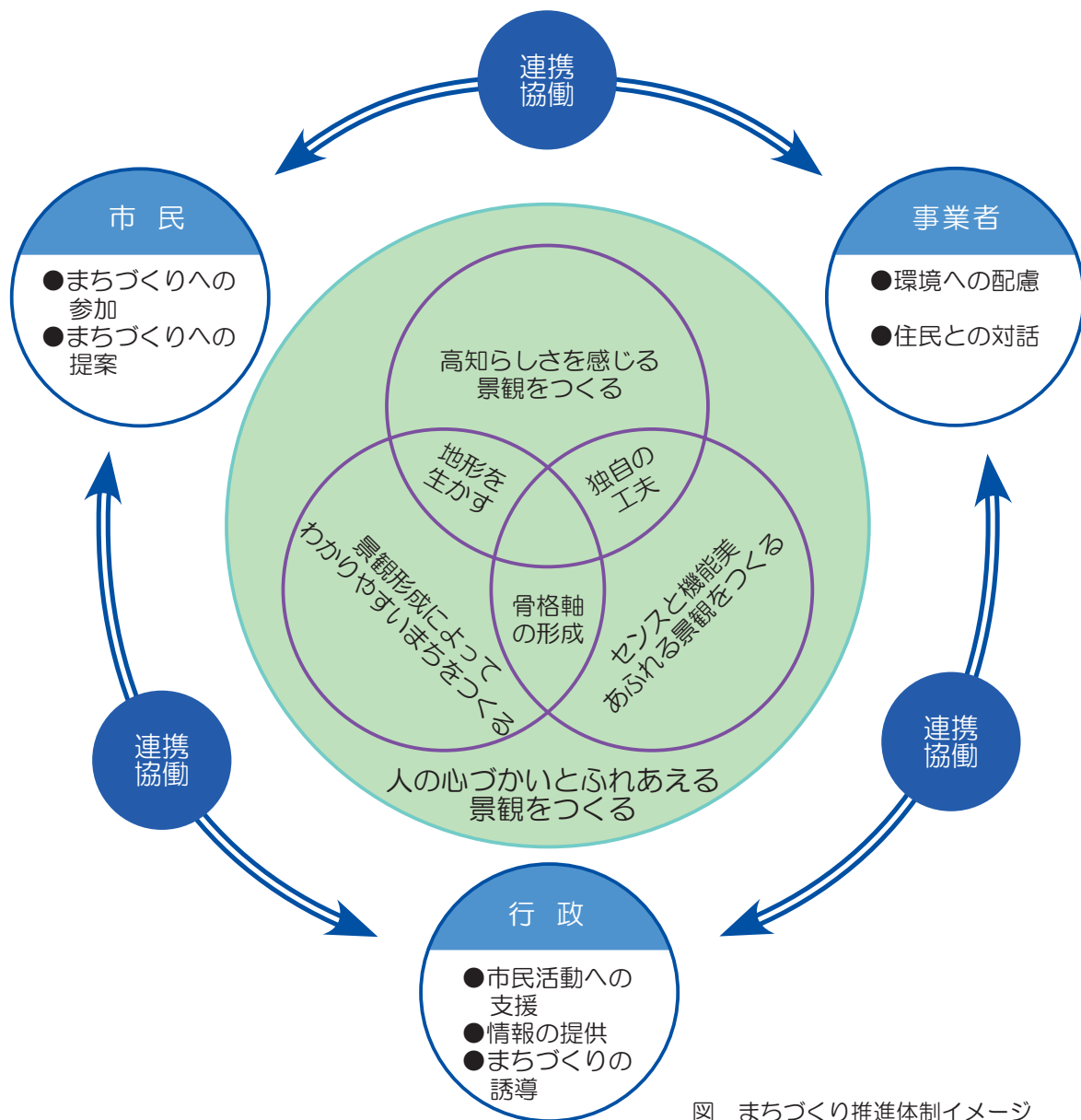
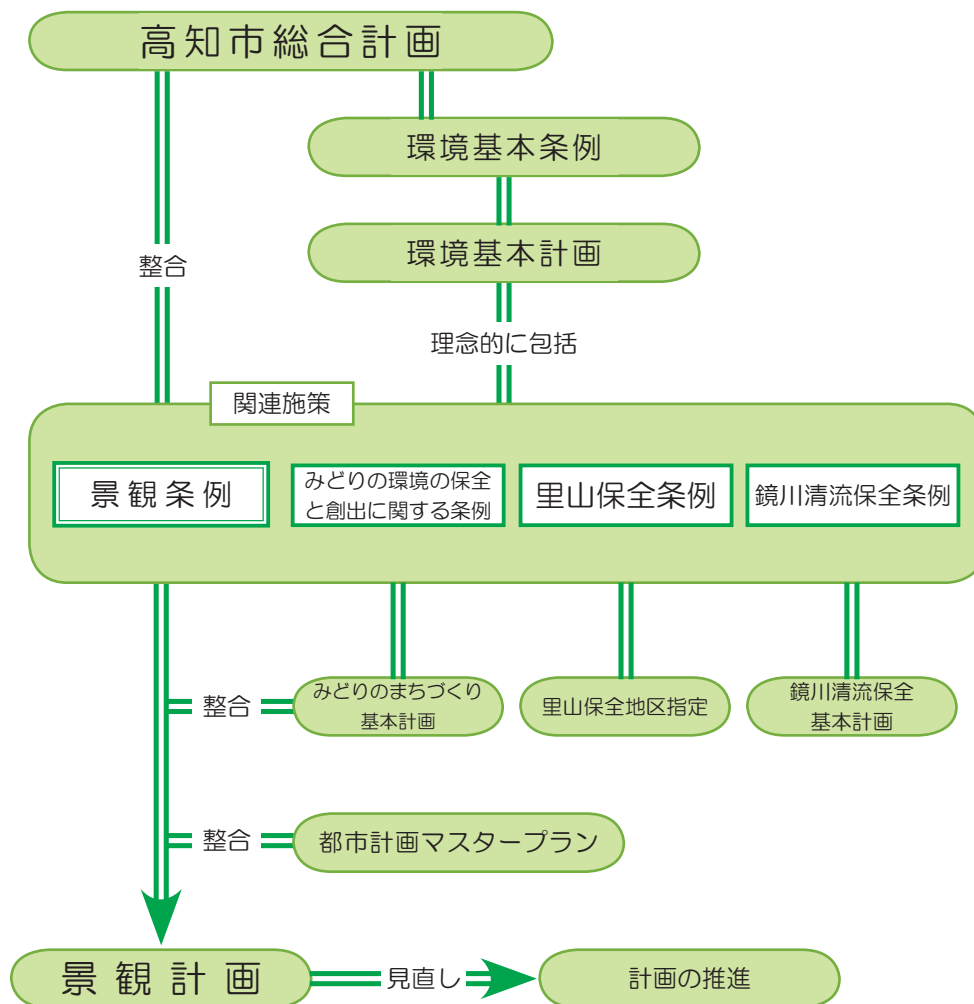


図 まちづくり推進体制イメージ

8 景観計画推進に向けて

8-2 景観計画の見直し



8-2-1 社会経済状況の変化に基づく見直し

本景観計画は、概ね10年先を見据えて配慮すべき整備方針や整備基準を定めており、経年変化や各種施策の進捗状況、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行います。

8-2-2 関連施策の更新に伴う見直し

本景観計画に関連する各種施策の見直しについては、その動向や見直しの内容を踏まえながら柔軟に対応をしていきます。

9 市民参加

9-1 市民参加

高知市の良好な景観を守り育てていくためには、そこに住んでいる市民の皆さんのご理解と積極的な参加が欠かせないものとなります。

そのため本計画では、自分の住むまちをこのようにしたいといった具体的な提案をしていただける制度や、良好な景観形成のために必要な事業を行うための非営利組織を指定するなどの制度を定めています。

また、景観形成重点地区の指定に関連して、計画の策定に必要な指導や助言を行う仕組みや、指定後に景観形成を促進させる助成などがあります。

9-2 各種制度

景観法に基づく制度

景観計画提案制度

良好な景観の形成に対する市民みなさんの関心が高まり、まちづくりNPOや市民のみなさんが主体的かつ積極的な住民参加が促されるものと考え、有意義な活用を期待しています。

景観協定

それぞれの地域の特徴を生かして良好な景観を創出しようとするもので、公的な規制だけではなく、地域住民の合意によるきめ細かな基準を定めていく手法です。

景観整備機構

良好な景観の形成の促進のためには、景観法や景観計画についての知識や活動資金の不足が予想される地域住民の中に積極的に入り込んで支援し、錯綜した権利関係を調整するための組織として指定するものです。指定は、公益法人やNPO法人などを想定しています。

高知市独自の施策等

勉強会への参加

それぞれの地域の特徴を生かして良好な景観を創出しようとする地域住民の会合に参加し、法的な規制のあり方や基準作成の方策などについて助言や指導を行うものです。

景観形成重点地区への助成

良好な景観の形成を図ることを目的とした景観形成重点地区の整備促進のため、一定の期間を定め、かつ予算の範囲内において皆さんの行為に対する助成を行うものです。



さいごに

良好な景観といっても、人それぞれに考え方が異なっているのではないのでしょうか。そういった中で、景観に対して一定の方向性を持って、まちに浸透し形成されることによって、誰もが「美しい」と思える風景「原風景」となります。そして、原風景が人それぞれの価値観や文化や時代を超えてみんなに好まれるもの、市民の生活と切り離すことができない密接な関係にある風土へと昇華することになります。

風土について研究を行ったオギュスタン・ベルク^{*}は、人間と環境の関わりやありさまについて「景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年」と解し、風土は人間と切り離すことができない密接な関係にあると指摘しています。

この景観計画は、高知のまちなみを風土へと昇華させるための初期段階の方針として位置づけ、それぞれの地域特性を生かしながら策定しています。

高知市景観計画 概要版 平成 21 年（2009 年）発行	発行	高知市
	編集	都市整備部 都市計画課
	共同研究	学校法人 高知工科大学

